

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和六年八月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

一 許可番号

令和六年六月十三日

指令川建セ第〇六〇〇四〇号

二 検査済証番号

令和六年八月二十一日

川建セ第〇六〇一二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字小用字大平四百七十番一、四百七十番八、四百七十番

九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字今宿一番地五

伊庭 紀敏